

# 防府市開発審査会運営要領

令和7年5月27日制定

## (趣旨)

第1条 この要領は、防府市開発審査会条例（令和7年防府市条例第17号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、防府市開発審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長の互選)

第2条 条例第4条第1項の規定による会長（以下「会長」という。）の互選は、条例第2条の規定による委員（以下「委員」という。）の無記名投票によってこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって会長とする。ただし、得票数が同じであるときは、抽選によって定めるものとする。

2 会長の互選につき、委員に異議がないときは、前項の規定にかかわらず、指名推薦の方法を用いることができる。

## (会長の任期)

第3条 会長の任期は、その者が委員として有する任期と同一とする。

## (会議の招集)

第4条 会長は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しなければならない。

- 一 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号の規定に基づく付議があったとき。
- 二 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定に基づく付議があったとき。
- 三 法第50条第1項の規定に基づく審査請求があったとき。

2 会長は、前項に規定する場合のほか必要があると認めるときは、会議を招集することができる。

3 会長は、会議を招集するときは、会議開催の日の5日前までに、会議に付議すべき事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(幹事)

第6条 幹事は、会議に出席し、会長の求めに応じて意見を述べ、又は説明することができる。

(会議の非公開)

第7条 会議は、会長が特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 会長は、審査会の庶務に従事する職員に会議の議事録（以下「議事録」という。）を作成させ、会議に出席した委員の中から署名委員2名を指名するものとする。

2 署名委員は、前項の議事録について審査を行い、適當と認めるとときは、当該議事録に署名するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、令和7年5月27日から施行する。